

2018年3月
慶應義塾大学出版会

島田 真琴
『イギリス取引法入門』
2018年補遺

(ISBN978-4-7664-2112-5) (2014年)

『イギリス取引法入門』（本書）刊行後の4年間に重要な判例法の変更や法改正があったので、読者の便宜のために補遺を掲載します。本書各章を読まれる際に以下の関連箇所を参照すれば、イギリス取引法の最新の動向を知ることができます。

2018年3月 島田 真琴

第3章 (イギリス法の法源)

【2018年、イギリス政府は、EU離脱後の法体制に関する法律案 (European Union (Withdrawal) Bill) を発表した。】

○ 18頁(第3章2. EU法):同頁最終行「決定等である。」の後に、改行して以下を挿入する。

〔4) イギリスのEU離脱

EU法は様々な分野の国内法に組み込まれているので、欧州連合からの離脱によってこれらが廃止されると、イギリスの法秩序は大混乱に陥る。そのような事態を避けるため、イギリス政府は、EU離脱前に国内法となっているEU規則及びEU指令に基づいて制定された法律はすべて存続させ、かつこれらに関する欧州裁判所の判決には最高裁判所の判決と同一の拘束力を与えることにしている(2017年-2019年欧州連合脱退法案 (European Union (Withdrawal) Bill 2017-2019))。したがって、本書が取り扱っているイギリス法がEU離脱の影響を直ちに受けることはない。ただし、離脱後に発効するEU法規や欧州司法裁判所の判決は国内法としての拘束力を有しないので、イギリス法は、個別的な議会制定法や判例法により徐々にEU法から乖離していくことになる。〕

第4章 契約の成立(1)

【契約の申込人が承諾方法を指定した場合の承諾の効力(本章6及び7)に関し、実務に影響する判決が出た。】

○ 32頁(第4章6. 郵便ルール):同頁最終行末尾「判示した。」の後に、改行して以下を挿入する。

〔ただし、申込人が通知の到達を要求した場合は、名宛人が現実には通知を見た場合に限る(下記⑳)〕

○ 33頁(第4章7. 申込人による承諾方法の指定):同頁の㉑事件の後に、改行して以下の説明文及び㉒事件を追加する。

〔契約書において通知方法が指定されている場合、契約解釈の基本原則に従って、原則として、それ以外の方法による通知を認めない趣旨と解される(第8章1(1))。たとえば、契約書がEメール以外の複数の通知方法を明示的に指定している場合は、Eメールによる通知は排除されている(㉒)。〕

⑳ *Greenclose Limited v National Westminster Bank Plc* [2014] EWHC 1156 (Ch) : X と Y 銀行の間の金融取引において、X は 2011 年 12 月 30 日午前 11 時まで Y に通知すること (giving notice) によりデリバティブ取引の期間を延長するオプションを有していた。X は、同日午前 9 時 45 分、Y に E メールでオプションを行使する旨の通知を発したが、Y は 11 時過ぎまでこのメールを開けなかった。高等法院は、XY 間の金融取引に適用される基本取引契約書 (1992 年版 ISDA Master Agreement) は、通知の方法を (i) 書面の交付、(ii) テレックス、(iii) ファクシミリ、(iv) 書留郵便、及び (v) 電子メッセージシステムに限定し、E メールはこのどれにも当たらないのでオプション行使の通知はなされていないと判示した。さらに傍論として、Y は期限前に E メールを見ていないので、いずれにしろ契約が定めている「通知 (giving notice)」の効果は生じないと述べた。

第 5 章 契約の成立(2)

【約束手続の禁反言は一時停止効しか有しないとされている (本章 9(1)) が、その根拠と適用範囲を示す、注目すべき判決が出た。】

○ 48 頁(第 5 章 9. 約束手続の禁反言の限界;(1) 一時停止効の原則): 同頁本文下から 8 行目「したがって」から下から 5 行目「できる (㉓)。」までを以下のとおり変更し、49 頁の㉓事件の後に以下の㉔事件を追加する。

「その理由は、債権者の債務者に対する免除や猶予の約束は、契約の履行を困難にする事情が存在するときになされることが多いためである。したがって、約束の前提となった事情がなくなった場合、債権者は、債務者に対して権利行使の通知をした後に合理的な期間を経過したときに元の契約上の地位を回復し、それ以降に発生する債権を請求することができる (㉓)。他方、当該事情が存続している間は、合理的な期間において通知をしても、約束手続の禁反言の効力は消滅しない (㉔)。」

㉔ *Virulite LLC v Virulite Distribution Ltd* [2014] EWHC 366 (QB) : X は Y との間で、Y が供給する医療装置の米国における販売店契約を締結した。その後、Y は X に対し、契約に基づく代金の支払を、米国食品医薬局が当該装置の販売を許可するまで猶予することを約束した。しかし、Y は、許可が下りる前に、X に対し 60 日の期限を定めて代金の支払を要求し、その不払を理由に契約解除を通知した。Y による支払猶予の約束には約因がなかったが、X は約束手続の禁反言を主張し、解除の効果を争った。これに対し、Y は、約束手続の禁反言の効果は一時的なもので、60 日前の合理的な通知をしたことにより代金の支払を請求できると主張した。高等法院は、本件のように猶予期間を限定せずに支払猶予を約束した場

合は、合理的な期間において通知しても支払請求権は復活しないと判示した。』

第6章 契約の成立(3)

【誠実協議条項の法的拘束力（本章2）に関する新判決に言及する。】

○ 54 頁（第6章2. 明確性、完全性）：⑥事件の末尾（「判示した。」）の後に以下を挿入する。

「*Emirates Trading Agency LLC v Prime Mineral Exports Pte Ltd* [2014] EWHC 2104 (Comm), [2015] 1 WLR 1145（第22章の⑦）も同旨。」

第7章 契約条項(1)

【裁判所による黙示条項の認定基準に関し、本章4(2)に紹介した「明文化基準」の意義及び限界を示す最高裁判決（*Marks & Spencer Plc v BNP Paribas Securities Services Trust Co (Jersey) Ltd* [2015]）が出た。また、2015年消費者権利法が施行され、これに伴い、1979年物品売買法（本章5）は事業者間契約に特化する方向で改正された。さらに、無名条項の認定（同3(5)）に関して実務上参考となる判例や信義誠実義務違反による契約解除を初めて認める判決（同4）も出た。】

○ 65 頁（第7章1. 契約条項とは）：12行目「条項のことである。」の後に以下を挿入する。

「なお、消費者契約等特定の種類の契約に関しては、判例法（後記4(3)）や制定法の定め（後記6）に基づき、当事者間の合意の有無にかかわらず特定の事項が契約条項となる。」

○ 70 頁（第7章3(5) 当事者による契約条項の区別）：同頁最終行の「認めないこともある（⑫、⑬）。」の後に以下の1文を挿入し、71頁の⑬事件の後に以下の⑭事件を追加する。

「売買代金、賃料、傭船料などの支払期の定めは、期限の遵守を必須事項とする旨（time being of the essence）を明記していない場合は、原則として無名条項と解される（⑭、物品の売買代金については、1979年物品売買法（Sale of Goods Act 1979）10条1項。）」

【⑭ *Spar Shipping AS v Grand China Logistics Holding (Group) Co Ltd* [2016] EWCA Civ 982 : X

は、その所有する船舶3隻を海運会社Zに貸与していたが、Zが備船料を5か月分以上滞納したので、Zとの間の定期備船契約を解除し、Zの保証人Yに対し、未払備船料と共に残存備船期間中の遺失利益相当分の損害金の支払を求めた。Xは、備船料の支払遅滞は契約条件条項違反（breach of condition）であると主張したが、控訴院は、備船料支払期の定めが契約条件条項に当たるかどうかは個々の備船契約の解釈により定まると述べた。そして、XY間の定期備船契約には、支払期の遵守を必須事項とする旨（time being of the essence）が明記されていないことなどを理由に、本契約における支払期の定めは無名条項（innominate term）に過ぎないと判示した。」

○ 73頁（第7章4(2) 裁判所に認定による黙示条項）：同頁4行目乃至5行目の「手段に過ぎない（上記⑮）」の後に、改行して以下の1文を挿入し、⑮事件の後に以下の⑳事件を追加し、続けて、以下の「(2-2) 黙示の信義誠実義務について」を挿入する。

「その後、この明文化基準（合理性基準とも呼ばれている。）を上記(i)、(ii)とは独立した基準として用いようとする裁判例（下記㉑等）もあったが、2015年、最高裁判所は、取引上の合理性や公正さだけを根拠に黙示条項の存在を認めることはできない旨を明言した（㉑）。」

「㉑ *Marks & Spencer Plc v BNP Paribas Securities Services Trust Co (Jersey) Ltd* [2015] UKSC 72：貸主Yと借主Xの間の不動産賃貸借契約には、借主は貸主に対し四半期ごとに3か月分の賃料を前払すべき旨、及び借主は賃料1年分に相当する解約手数料の支払を条件として契約を中途解約できる旨が定められていた。2012年1月24日、Xは、中途解約条項に基づいて解約手数料を支払い、同日付で契約を中途解約したが、同年3月24日までの賃料を前払していたので、1月25日から3月24日までの賃料について過払の状態になった。Xは、本件賃貸借契約には、中途解約による終了に際し過払賃料を返還すべき旨の黙示条項が含まれていると主張し、Yに対しその返還を求めた。しかし、最高裁判所は、商取引経験豊かな両当事者を代理する専門弁護士間で作成した契約書に過払賃料の精算に関する明文規定がない以上、そのような黙示条項の存在は認められないと判示した。Xは、上記⑰の判決に言及し、過払分の返還を認める規定があった方が契約として合理的であると主張したが、裁判所は、黙示条項の有無は、当該条項が、契約に基づく取引において商業上又は実務上必要不可欠かどうかを基準に認定すべきであり、公正さや合理性は独立した黙示条項判定基準ではないと述べて、この主張を斥けた。」

「(2-2) 黙示の信義誠実義務（Implied duty to act in good faith）について

イギリス契約法には一般法理としての信義誠実の原則は存在しない。ただし、合弁契約（joint venture agreement）、共同開発契約（collaborative development agreement）、特定の販売店契約（distributorship agreement）等、当事者間の緊密な協力関係を内

容とする契約 (relational contract) において、各当事者は相手方に不利益を与えるような不誠実 (dishonest) な行動をとらない黙示の義務を負う場合がある (21)。この義務は上記(2)の黙示条項に属するので、現在の判例法 (上記20) 上、その有無及び具体的な内容は、当該契約に基づく取引を実行する上で必要不可欠かどうかを基準に認定される。

⑳ *Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corp Ltd* [2013] EWHC 111 (QB): X は、Y により、シンガポールの免税地域を含む一定の地域における特定のブランド品 (香水) の独占販売店に指名された。X は、当該製品の独占地域における販売価格を決めるため、Y に対しシンガポール国内の小売価格を尋ねたところ、Y は事実と反する高めの価格を伝えた。X はこの情報に基づいて販売価格を設定したため損害を被ったとし、契約を解除し損害賠償を求めた。高等法院は、販売ライセンス契約における各当事者は、契約を誠実に履行すべき黙示の義務を負うので、相手方が依拠するであろうことを知りながら虚偽の情報を伝える行為は許されないと述べ、かつ当該誠実義務違反の結果の重大性に鑑み、X による契約解除を認めた。」

○ 75 頁 (第 7 章 5. 1979 年物品売買法) : 同頁下から 4 行目の「また、消費者契約」から最終行末尾「与えられている (48A 条 1 項)。」までを削除し、改行して以下を挿入する。

「なお、下記 6 の消費者権利法の対象となる消費者契約に関しては、上記(1)乃至(3)の規定は適用されない (12 条 7 項、13 条 5 項、14 条 9 項、15 条 5 項)。

6. 2015 年消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015)

2015 年消費者権利法は、事業者が物品やデジタルコンテンツの売主、貸主その他の供給者となって消費者と締結する契約について、商品が完全な品質を有すること、買主らが事業者に伝えた目的に適合すること、表示と一致すること、事業者が消費者に権利を譲渡・付与する権原を有することなどは自動的に契約条項となる旨を定めている (9 条乃至 18 条, 34 条乃至 41 条)。事業者が消費者にサービスを提供する契約については、事業者が善管注意義務を用いること及び事業者が契約前に開示した情報のうち消費者の決定に影響を与えた情報が正しいことなどが契約条項となる (49 条乃至 53 条)。これらの条項は当事者間の合意により制限したり排除したりすることはできない (31 条, 47 条, 57 条)。事業者がこれらに違反したとき、消費者は、損害賠償、契約解除に加えて、契約の履行、商品の修理や取換え、代金の減額などを請求することができる (19 条乃至 24 条, 42 条乃至 45 条, 54 条乃至 56 条)。この法律の保護を受ける消費者とは、自己の事業、業務、職務上の目的で行動する者以外の個人を意味する (2 条 3 項)。

ただし、個人が参加できるオークション（競売）による中古品の購入者は除かれる（2条5項）。」

第8章 契約条項(2)

【2000年代に、契約条項を文理どおりに解釈すると取引上の常識や合理性に反する場合に文言とは異なる解釈をする判例が現れた（本章②等）。しかし、2015年、最高裁判所は、契約解釈における文理解釈の原則を再確認し、契約文言と異なる解釈は、原則として許されない旨を判示した（*Arnold v Britton* [2015] UKSC 36）。】

○ 79頁（1. 契約解釈の基本原則；3）例外2）：同頁下から7行目「(3) 例外2：取引上の常識（commercial common sense）に反する場合」から最終行末尾の「解釈することができる（②）。」までを以下のとおりに変更し、79頁の②事件の後に以下の⑥事件を追加する。

〔3〕 例外2：明らかな誤記の補正（rectification）

上記(1)で述べた文理解釈の原則は、「正式な書面により契約を締結する者は、契約書に誤記などしないはずである」という一般常識を前提としている。したがって、契約書の記載が誤記であることが明らかな場合は、文理と異なる解釈ができる。この論法を用いて、取引上の常識（commercial common sense）に反する契約条項は、文言に拘泥せず合理的な意味に解釈できるとする判例が、2000年代に現れた（②）。しかし、裁判所が契約書の記載を軽視すると、契約当事者は予測可能性を失い、取引社会の法的安定性を損なうおそれがある。2015年、最高裁判所は、この懸念に配慮し、文理解釈の原則を再確認の上、取引上の常識や合理性だけを根拠に契約書の文理に反する解釈をすることはできない旨を判示した（⑥）。誤記を理由に契約書の文言の意味を変えることができるのは、補正（rectification）の要件（第11章1(4)）を満たす場合に限られる。」

〔⑥ *Arnold v Britton* [2015] UKSC 36; [2015] AC 1619:1980年頃、Xは、Yが所有するレジヤークパーク内の建物を期間99年の約定で賃借した。賃貸借契約には、借主は、「初年度に90ポンド、それ以降は毎年10%増額した金額の貸主の費用の割合部分（proportionate part）を支払う」旨の条項があった。Xは、この条項の「割合部分」の意味が不明瞭であることを指摘し、賃料90ポンドを10%ずつ増額すると2072年には55万ポンドを超え、明らかに取引上の常識に反するので、本条項は、「毎年10%ずつ増額した金額を上限とし、貸主の費用の合理的な割合部分を支払う」との趣旨に解すべきであると主張した。最高裁判所は、契約条項の解釈に当たっては、取引上の常識や周辺事情よりも、契約当事者が定めた契約文言の方が重視されるべきであるとし、本契約条項は、若干の誤記があるものの文言

の意味は明確で争いようがないので、後になって一方当事者が軽率に不合理な条項に合意していたことが明らかになったとしても文言と異なる解釈に変更すべきではないと判示した。」

第9章 契約条項(3)

【2015年消費者権利法の施行により、1979年不正条項法（本章4）は事業者間の契約だけを対象とする法律に改正され、また、1999年消費者契約不正条項規則（同5）は役目を終えた。ただし、同規則の実質的な内容は消費者権利法に継承されているので、その解釈・適用に関する判例法は、新法にも適用される。他に、標準契約条項の通知（同2(2)）に関し、実務上参考となる判決が出た。】

○ 85頁（第9章1. 責任排除条項とは）：同頁下から4行目「1999年消費者契約不当条項規則」から下から2行目「充たしていること」までを、以下のとおりに変更する。

「2015年消費者権利法（Consumer Rights Act 2015）の適用がないこと」

○ 87頁（第9章2. 契約の内容となること；②署名していない場合）：同頁17行目「(5)」を「⑤、⑩」に変更し、⑤事件の後に以下の⑩事件を追加する。

「⑩ *Transformers & Rectifiers Ltd v Needs Ltd* [2015] EWHC 269 (TCC)：XY間におけるニトリル製品等の継続的取引において、Xの注文書の裏面にXの標準契約条項が記載されていたが、注文書の表面は裏面の条項に関して何ら言及していなかったし、Eメールやファクシミリによる注文の際、裏面の標準契約条項は通知されなかった。他方、YがXに送付した注文請書には、「契約の条件はYの標準契約条項に従う（要求があれば写しを交付）」と記載されていたが、当該条項は一度もXに提示されたことがなかった。XY間の取引に関しどちらの標準契約条項が適用されるかが争われた際、高等法院は、XYいずれの通知方法も不適當であり、いずれの条項も契約の内容にはなっていないと判示した。」

○ 91頁（第9章4.1977年不正契約条項法；(1)適用範囲）：同頁9行目「UCTA 1977は」から12行目「除外される。」までを以下のとおりに変更する。

「UCTA 1977は、事業者（事業を行う個人を含む）間における取引上の行為又は事業のために利用する施設の占有に関して生ずる義務又は責任（business liability）を排除又は制限する条項にのみ適用される。事業者と消費者間の取引に関する責任排除条項は本法の対象から除外され、後記5の2015年消費者権利法が適用される。」

○ 91 頁(第 9 章 4. 1977 年不正契約条項法;(2) 当然無効条項):同頁の下から 7 行目「(i) 生命又は身体」から 92 頁 2 行目「制限する条項 (同法 (5 条))」までを以下のとおりに変更する。

- 「(i) 生命又は身体の侵害に対する過失責任を免除又は制限する条項 (同法 2 条 1 項)
- (ii) 1979 年物品売買法 (Sale of Goods Act 1979) の適用がある物品売買契約、1973 年物品供給 (黙示条項) 法 (Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973) の適用がある分割払式物品購入契約 (hire purchase agreement) 又は 1982 年物品及び役務提供法 (Supply of Goods and Services Act 1982) の適用があるそれ以外の物品供給契約における売主等の所有権又は占有移転権原に関する黙示条項に基づく責任を免除または制限する条項 (同法 6 条 1 項、7 条 3A 項)」

○ 92 頁 (第 9 章 4. 1977 年不正契約条項法;(3)合理性を必要とする条項):同頁 7 行目「(ii) 消費者契約以外の」から同頁 11 行目の「(iii) 契約当事者の一方が消費者である場合、又は」までを以下のとおりに変更する。

- 「(ii) 1979 年物品売買法の適用がある物品売買契約、1973 年物品供給 (黙示条項) 法の適用がある分割払式物品購入契約 (hire purchase agreement) その他の物品の引渡しに関する契約であって、商品表示との合致、商品の品質及び目的適合性の保証に関する黙示条項 (implied terms) に基づく責任を免除又は制限する条項 (同法 6 条 1A 項、7 条 1A 項)
- (iii) 1979 年物品売買法、1973 年物品供給 (黙示条項) 法及び 1982 年物品及び役務提供法の適用を受けない物品の引渡しに関する契約における所有権もしくは占有権原移転義務、又は平穏な占有の保証に関する責任を免除又は制限する条項 (同法 7 条 4 項)
- (iv)」

○ 94 頁 (5. 消費者契約不正条項規則 (Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999)):同頁 14 行目の小見出し「5. 消費者契約不正条項規則」から 95 頁末尾「概ね重複する。」までを以下のとおりに変更する。

「5. 2015 年消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015)

事業者と消費者との間の商品売買や役務提供に関する契約における事業者の責任を制限する条項は、2015 年消費者権利法 (CRA 2015) の規制を受ける。

CRA 2015 は、欧州委員会 (the European Commission) が EC 域内の消費者保護のために制定した 1999 年消費者契約不公正条項規則 (Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999) の条項を含む様々な法規を統合した消費者保護のための統一法である。

この法律に基づき、事業者の消費者に対する物品の販売、及びデジタルコンテンツやサービスの提供に関する契約において、同法が定める契約条項 (商品やサービスの品質、目的適合性、表示との一致、完全な引渡・提供、危険の移転、サービス提供上の善管注意義務など) に関する責任を免除又は制限する条項は効力を生じない (同法 31 条 1 項、47 条 1 項、57 条 1 項)。

さらに、雇用契約及び職業訓練契約 (contracts of employment or apprenticeship) 以外の事業者と消費者との間の契約 (消費者契約) における不公正条項 (unfair term) は、消費者を拘束することができない (同法 61 条、62 条 1 項)。「不公正条項」とは、契約から生ずる両当事者の権利義務が、著しく不均衡 (significant imbalance) に消費者に不利益をもたらす (to the detriment of the consumer) 条項であり、かつ信義則に反するもの (contrary to the requirement of good faith) を意味する (同法 62 条 4 項)。同法別表 2 は、不公正条項に当たる可能性がある場合を例示列举している (同法 63 条 1 項、別表 2)。

ただし、売買目的物の特定及び売買代金や役務の対価が妥当かどうかの問題は、この法律の適用を受けない (同法 64 条 1 項、⑰)。

⑰ *Office of Fair Trading v Abbey National plc* [2009] UKSC 6, [2010] 1 AC 696 (SC) : Y 銀行の銀行取引標準約款は、顧客の口座が当座貸越になった場合、貸越金額に対して銀行手数料を徴する旨の条項があった。X (公正取引庁) は、この条項は、消費者契約不公正条項法 (CRA 2015 の前身) が定める不公正条項に当たると主張した。最高裁判所はこれを否定し、銀行手数料は、銀行にとって中核的な取引の対価なので、同規則 6 (2) (b) の「役務の対価に当たる代金又は報酬の妥当性」に関する問題であるとし、同規則の適用を除外した。」

第 10 章 契約の取消し

【2014 年、不公正取引からの消費者保護に関する 2008 年 EU 規則が改正され、消費者が不実表示や強迫等により事業者と締結した契約の民事上の効力に関する規定が設けられた。その他に、1967 年不実表示法の適用範囲 (第 10 章 2) に関して、注目すべき新判例 2 件があった。】

○ 105 頁 (第 10 章 2 不実表示の効果 ; (2) 過失による不実表示) : 同頁 7 行目 「認められ

る (20)。」の後に、以下の 1 文を挿入し、11 行目以下の⑳事件の後に以下の㉑事件を追加する。

「1967 年不実表示法に基づく損害賠償請求ができるのは、契約の直接の相手方が不実表示をした場合に限られる (32)。」

〔㉑ *Taberna Europe CDO II Plc v Selskabet* [2016] EWCA Civ 1262: アイルランドの投資ファンド X は、Y 発行の劣後債を Z 銀行から購入する際、Y が当該社債の購入を勧誘するためにウェブサイトに掲載した財務情報を信頼して投資を決定したが、後日、ウェブサイト掲載の Y の不良債権に関する情報が間違っていたことがわかった。そこで、X は Y に対し、不実表示法 2 条 2 項に基づき、投資によって被った損失の賠償を請求した。控訴院は、X の契約相手は Y 発行劣後債の売主 Z であり Y ではないので、1967 年不実表示法に基づく請求はできないと判示した。〕

○ 107 頁 (第 10 章 2 (4) 契約取消権の制限; (iii) 合理的な期間の経過) : 同頁 2 行目末尾に以下の 1 文を挿入し、㉑事件の後に以下の㉓事件を追加する。

「ただし、取消しを認めると公平に反する (inequitable) 場合に限られる (33)。」

〔㉓ *Salt v Stratstone Specialist Ltd* [2015] EWCA Civ 745 (CA) : X は、電話により、販売店 Y からキャデラックを 21,895 ポンドで購入した。Y の販売員はこの車を「新車」と説明したが、実際は中古車であり、2 度の衝突事故により修繕されたものだった。X は、購入した車を使用している間に様々な欠陥が生じたため、約 1 年後、Y に対し、契約を解除して代金返還請求訴訟を提起した。この訴訟手続中の証拠開示により、X は、Y の販売員による「新車」との説明が不実表示だったことを知ったので、不実表示による契約取消権に基づく代金返還請求又はこれに代わる損害賠償請求に訴えを変更した。Y は㉑の判決を根拠に合理的期間の経過による取消権の喪失を主張したが、控訴院は、証拠開示があるまで X は Y の不実表示を知らなかったことなどの事情から、取消しを認めることが公平に反するとはいえないと判示し、X の請求を認容した。本訴訟では、取消しに代わる損害賠償請求の可否も争点となり、裁判所は、善意による不実表示の場合、原告が取消権を喪失したときは、1967 年不実表示法 2 条 2 項による取消しに代わる損害賠償請求も認められないと判示した。ただし、本件は取消しが可能な場合なので、損害賠償請求も認められた。〕

○ 107 頁 (第 10 章 2 (4); (iv) 責任排除条項) : 同頁 11 行目「1977 年不公正契約条項法」以下 3 行を以下のとおりに変更する。

「事業者間の契約の場合は 1977 年不公正契約条項法 (Unfair Contract Terms Act

1977) の定める合理性基準を満たしていること (同法 3 条、9 章 4)、消費者契約の場合は 2015 年消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015) が定める不公正条項ではないこと (同法 62 条、第 9 章 5) を立証しない限り適用されない。」

○ 108 頁 (第 10 章 2. 不実表示の効果) : 同頁の㊸事件の後に、改行して以下を挿入する。

[(5) 不公正取引からの消費者保護に関する EU 規則]

不公正取引からの消費者保護に関する EU 規則 (Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008 : 消費者保護規則) は、事業者が商品の存否、種類、性質その他一定の事項に関して虚偽又は消費者に誤解を与える情報を伝えて消費者を取引に勧誘する行為を、誤導行為 (misleading action) として禁じている (同規則 5 条 2 項、4 項)。同規則は、当初は誤導行為、攻撃的取引行為 (aggressive commercial practice、後記 3(4)) その他の不公正取引行為 (unfair commercial practices) を用いた事業者に対する刑事罰のみを定めていたが、2014 年の改正により、消費者に民事上の救済手段を与える規定が追加された (Consumer Protection (Amendment) Regulations 2014 Part 4A)。事業者の不公正取引行為により契約を締結した消費者は、(i) 契約締結日又はその履行日から 90 日以内に事業者の商品又はサービスを拒絶して契約を取り消して代金返還等を受ける権利 (27E 乃至 27H 条)、(ii) 代金減額請求権 (27I 条) 及び (iii) 損害賠償請求権 (27J 条) を行使できる。ただし、同規則により請求できる損害は、不公正取引行為時において合理的に予測可能だった損失に限られる (27J 条 4 項) ので、賠償を受けられる金額は、1967 年不実表示法 2 条 1 項に基づいて請求する場合よりも少なくなる (上記 2(2) 参照)。また、事業者が、(i) 当該不公正取引行為は、錯誤、事故、第三者による情報提供その他事業者の支配が及ばない事情が原因であり、かつ (ii) 事業者は不公正取引行為を予防するために合理的な注意を払い誠実に行動したことを証明した場合、消費者は損害賠償を請求できない (27J 条 5 項)。2014 年における消費者保護規則の改正以降、同規則に基づいて契約を取り消すことができる消費者は、1967 年不実表示法 2 条 1 項に基づいて損害賠償を請求することができなくなった (不実表示法 2 条 4 項) ので、不実表示により契約を締結した消費者の損害賠償請求権は、改正前より限定的になった。」

○ 110 頁 (第 10 章 3. 強迫) : 同頁の㊸事件の後に、改行して以下を挿入する。

[(4) 不公正取引からの消費者保護に関する EU 規則]

この規則は、事業者が、商品や役務に関する平均的な消費者の選択又は行動の自由にも重大な影響を与え、又はそのおそれがある、嫌がらせ、強要又は

不当威圧により消費者に契約を締結させる行為を、攻撃的取引行為 (aggressive commercial practice) として禁じている (同規則7条)。そのような取引行為により契約を締結した消費者には、(i) 一定期間内の契約取消権、(ii) 代金減額請求権、及び (iii) 損害賠償請求権が与えられている (上記2(5))。]

○ 111 頁 (第 10 章 4. 不当威圧) : 同頁 5 行目「必要である。」の後に、改行して以下を挿入する。

[(4) 不当威圧の法的効果

不当威圧に対する判例法上の唯一の救済手段は契約を解消して原状回復を求めることであり、損害賠償を請求することはできない。ただし、消費者契約における事業者の消費者に対する不当威圧は、2008 年不公正取引からの消費者保護に関する EU 規則が定める攻撃的取引行為に当たる可能性がある。その場合には、消費者は、契約取消しに加え代金減額や損害賠償を求めることができる (上記2(5)及び3(4))。]

第 11 章 契約の無効

【違法な契約に基づいて交付した金銭等を返還請求できるかどうか (本章2(4)) について、従来の裁判所は、原則として認めない立場を採っていたが、これに反対する見解も有力だった。2016 年、最高裁判所がこの問題に関する基本的な立場を明らかにした (Patel v Mirza [2016])。】

○ 125 頁 (第 11 章 2. 違法性; (4) 違法な契約に基づき支払われた金員の返還請求) : 同頁 2 行目から 4 行目までを以下のとおりに変更する。

「違法な契約に基づいて金銭の支払や財産権の移転をした契約当事者が契約の違法無効を理由にその返還や原状回復を求めることができるかどうかについて、契約の違法性に依拠した請求は原則として認められないとする見解 (Tinsley v Milligan[1994] AC 340 (㉓) 等) と、契約を違法と定める法律が実現しようとしている公共政策に照らして個別具体的に判断すべきであるとする見解 (Law Commission's 1999 Consultation Paper No 154) とがあり、最高裁判所の裁判官の間でも最近まで意見が分かれていた (Bilta (UK) Ltd (in liquidation) v Nazir [2015] UKSC 23, [2016] 1 AC 1 (SC))。2016 年、最高裁判所は、以下の㉔事件において後者の立場をとることに決定した。すなわち、契約の違法を根拠とする金銭返還請求や原状回復請求があった場合、裁判所は、(i) 当該契約を違法とする法の目的、(ii) 返還

請求等を拒むことがその他の公共政策の実現に資するかどうか、及び (iii) 当事者間の均衡を斟酌して、そのような請求を認めると公共の利益が害されるかどうかを基準に、個別の案件ごとに認めるかどうかを決定する (35)。

35 *Patel v Mirza* [2016] UKSC 42 : X は、Y が B 銀行の株価に影響がある内部情報を入手できることを知り、Y に金員を預けて当該情報を利用した有利な株取引を依頼したが、Y は内部情報を入手できなかったので株取引を行わなかった。X が原状回復請求権に基づいて金員の返還を求めたところ、Y は、違法なインサイダー取引のために預けた金員の返還請求は許されないと主張し、返金を拒んだ。最高裁判所は、違法な契約に基づく支払であったことを理由に返還請求を拒めるかどうかは、(i) それが法の禁止目的の実現に資するかどうか、(ii) その他の公共政策に影響を与えるかどうか、及び (iii) 違法な行為の処罰は刑事裁判所の役割であることも念頭に置いて、当事者間の均衡を失しないかどうかを配慮して決定すべきであり、本件はこのいずれに照らしても原状回復請求を禁ずる理由はないと判示した。

具体的事案の解決において、裁判所は、以下のような場合に返還請求を認める旨を判示している。なお、以下の各判決は、違法無効を根拠とする返還請求は原則として許されないことを前提にその例外を認めたものだが、35の判決以降は、そのような原則自体が存在しない。」

第 13 章 契約違反の救済措置

【2015 年、最高裁判所は、損害賠償額予定条項の法的拘束力（本章 5）に関し、20 世紀初頭以降の契約実務を支配してきた判例法を変更した（*Cavendish Square Holdings v Makdessi and ParkingEye v Beavis* [2015]）。損害賠償額予定条項に関しては、遅延損害金請求にフラストレーションの法理を適用した、注目すべき判決もあった。その他にも、損害賠償請求に対する抗弁としての損益相殺（同 4 (2)）及び介入行為（同 4 (4)）に関して実務に影響する最高裁判決が出た。また、損害賠償額予定条項や特定履行（同 7）との区別を明確にするため、本章 7 の後で約定代金支払請求に言及しておく。遅延利息に関する法律の改正部分（Late Payment of Commercial Debts Regulation 2013）にも言及する（同 3 (5)）。】

○ 151 頁（第 13 章 3 (5) 遅延利息）：同頁 17 行目「発生する⁹⁾。」の後に、以下の 1 文を挿入する。

「債権者は、これに加えて、代金又は報酬の回収に要した合理的な費用を請求できる（Late Payment of Commercial Debts (Interest) Act 1998 s5A (2A)）。」

○ 152 頁（第 13 章 4 (2) 損益相殺）：同頁末尾の「控除される (24)。」の後に、以下の 1 文を挿入し、153 頁の29事件の後に以下の42事件を追加する。

「契約違反を原因として必然的に発生する利得に限られ、相手方の契約違反を契機とする取引等によりたまたま利得があったとしても斟酌されない (41)。」

〔41〕 *Globalia Business Travel SAU (formerly TravelPlan SAU) of Spain v Fulton Shipping Inc of Panama* [2017] UKSC 43：Y は、その所有するクルーズ船の定期傭船契約に関し、借主 X との間で、2007 年 10 月 28 日までの約定だった契約期間を 2009 年 11 月まで延長する旨を合意した。しかし、X は、この合意を争って当初の期間満了時に船を返却すると主張した。そこで、Y は、X による履行期前の契約違反に基づいて期間延長契約を解除し、X から返還を受けた船を 23,765,000 米ドルで第三者に売却した。その後、Y は X に対し、X の契約違反により被った遺失利益分の損害賠償を求めたところ、X は、「Y は、契約を解除して船を早期に売却できたことにより遺失利益分を上回る利益を得た」として損害額を争った。実際上、期間延長契約の満了時（2009 年 11 月）における船の時価は 2008 年のリーマンショックにより 700 万米ドルに下落していたので、X は船を 2007 年に売却したことにより遺失利益分を上回る利益を得ていた。しかし、最高裁判所は、所有者が船舶をいつ売るかは、当該船舶の傭船契約の終了時期に関わりなく、所有者の経営判断で決めるべき問題であるから、船舶を売却したことによる Y の利得と X の契約違反とは無関係であると判示し、この利得分との損益相殺を否定した。」

○ 154 頁（第 13 章 4 (5) 介入行為）：同頁 14 行目末尾の「(28)」を「(28、42)」に変更し、29事件の後に以下の43事件を追加する。

〔42〕 *Bunge SA v Nidera BV* [2015] UKSC 43：X は、ロシア産小麦 25000 トンを Y から買い受ける旨の契約を締結した。引渡期日は 2010 年 8 月 30 日までとされていた。しかし、Y は 8 月 9 日、ロシア政府が小麦の輸出禁止措置をとるおそれがあるので契約を終了したいと申し入れた。ロシア政府は実際に 8 月 15 日に輸出を禁じ、契約は引渡期日前に履行不能になっていたが、Y の契約終了の申入れは履行不能となる前になされていたので、X は、Y の申入れは履行期前の契約違反に当たると主張して契約を解除し損害賠償を求めた。最高裁判所は、28の判例法を適用し、損害額を査定する時点において実質的な損害が生じないことが明らかになった以上、X は名目的な金額しか賠償を受けられないと判示し、28の判例法が 1 回限りの契約にも適用されることを確認した。」

○ 157 頁（第 13 章 5. 損害賠償額の予定）：同頁 1 行目「5. 損害賠償額の予定」の後に、改行して「(1) 損害賠償額予定条項とは」との小見出しを挿入する。さらに、同頁 10 行目「ただし、」から 158 頁 3 行目「当たらない (33)。」までを以下のとおりに変更し、158 頁の33事件の後に以下の43事件を追加する。

〔2〕 違約罰条項との区別

契約違反があったときに一定の金額、又は合意した算定方法に従って計算した金額を支払うべき旨の義務を定める条項は、違約罰条項 (penalty clause) と解されることがある。違約罰条項とは、契約違反の防止及び制裁を目的として、損害賠償とは無関係に、契約違反があったときに罰金として支払うべき金額を定めておく条項である。イギリス法上、損害回復の限度を超える懲罰的損害賠償の請求は許されないので、違約罰条項は違法かつ無効とされ、法的拘束力を生じない。よって、契約違反の被害者は、現実には被った損害額を立証しない限り損害賠償を請求できなくなる。違約金の合意が違約罰条項、損害賠償額予定条項のどちらに当たるかの認定に関し、かつての裁判所は、契約当事者が契約違反から生ずる可能性のある損害を誠実に予測 (genuine pre-estimate of the loss) して損害額を見積もった上で賠償予定額を定めたのかどうかにより判定する方法を採っていた^{(31)、(32)}。しかし、損害の事前予測が困難な取引も多々あり、明確な基準とはいえなかった。

2015年、最高裁判所は、従来 of 判定基準を改め、金銭支払義務を定める条項が違約罰条項に当たるかどうか争われた場合、まず (i) 当該条項が契約上の主位的な義務 (primary obligation) を定めるものか、それとも主位的義務に違反した場合の二次的な義務を定めるものを判定した上で前者を除外し^{(33)、(43)} の第1事件)、次に (ii) 後者に関して、当該条項の目的及び内容を検討し、それが契約違反を受ける当事者の正当な利益 (legitimate interest) を目的とし、かつ極端に過大な金額ではない場合は損害賠償額予定額の合意であると判断することにした⁽⁴³⁾。この判例法により、損害賠償額予定条項を正当な目的で設けた場合は、合意した賠償予定額が実際の損害額に見合っているかどうかにかかわらず、違約罰条項と認定されるおそれがなくなった。

なお、売買契約等において、相手方に契約違反があったときに手付金 (deposit) を没収する旨の条項を設けることがあるが、これは手付金条項 (deposit clause) と呼ばれ、損害賠償額予定条項とは異なる。現時点の判例法 (*Workers Trust v Dojap* [1993] UKPC 7) 上、手付金条項は、手付金の金額が商取引に照らし合理的な範囲内であれば法的拘束力を有するが、この限度を超えるときは、特別な事情がある場合を除き、違約罰条項に当たるとされている。』

〔43〕 *Cavendish Square Holdings v Makdessi and ParkingEye v Beavis* [2015] UKSC 67：本件において、裁判所は、2つの異なる上告事件を併合審判した。第1事件は、株式売買契約に関し、売主が買主との約束に反して売却対象会社と競合する事業を行った場合は売買代金を減額する旨の条項は違約罰条項に当たるかどうか争われた。最高裁判所は、当該

条項は、売買代金の調整に関する契約上の主位的義務（primary obligation）を定めるもので、契約違反による二次的義務（secondary obligation）である損害賠償額予定条項や違約罰条項に当たらないとした。第2事件は、駐車場運営者と利用者の間で、無料駐車期間を超えた場合に85ポンドの料金を徴する旨の規定が違約罰条項かどうかに関し、裁判所は、当該条項は正当な利益（legitimate interest）を目的とし、極端に過大な違約金額とはいえないので違約罰ではないし、不公正契約条項法上も有効であると判示した。」

○ 158頁（第13章5. 損害賠償額の予定）：同頁下から2行目「損害賠償額予定条項は」から159頁「適用される¹⁷⁾。」までを、以下のとおりに変更する。また、注17)は「17) Consumer Rights Act 2015, Sch.2 Part 1(6)」に変更する。

[(3) 遅延損害金の合意とフラストレーション

契約上の義務の履行期を徒過したときに1日毎に発生する遅延損害金のように、相手方の義務が履行されるまでの期間に応じて増額する損害賠償額予定条項を定めた場合、この遅延損害金は、当該義務がフラストレーション（frustration）により消滅（第12章3参照）した日の翌日以降は発生しない（④）。

④ *MSC Mediterranean Shipping v Cottonex Anstalt* [2016] EWCA Civ 789：Xは、荷主Yの依頼で未加工綿を35個のコンテナでバングラデシュの港まで運搬したが、Yも荷受人もこれを受け取らず、コンテナは港に放置された。Yは、コンテナを空にしてXに返還する義務を負っていたが、この履行が困難なので、約半年後Xに対してコンテナの買取りを申し入れた。しかし、XY間で買取条件について合意に至らず、コンテナは回収されなかった。3年半を経過した後、XはYに対し、コンテナ返還義務違反の遅延損害金（demurrage）の支払を求めた。船荷証券上、遅延損害金は船荷到着の14日後から日々発生し、請求時にはコンテナの時価の10倍を超える金額になっていた。控訴院は、Yのコンテナ返還義務はYがXにその買取りを申し入れた時点で目的達成不能となり、フラストレーションによって終了したので、これに対応する遅延損害金支払義務もその後は発生しないとの理由で、買取申入日までの遅延損害金についてのみ請求を認めた。

(4) 損害賠償額予定条項の効力

損害賠償額予定条項は、損害賠償額やその算定方法を固定する合意であり、契約違反者のみならず損害を受けた当事者の側もこれに拘束され、実損害が合意した金額を上回ったとしても差額の請求をすることは許されない（③）。したがって、契約違反者だけの利益のために損害賠償額の上限を定める責任制限条項とは異なり、1979年不公正契約条項法の適用は受けない。ただし、消費者契約において、消費者の契約違反について不当に高額な賠償金を定めた場合は、2015年消費者権利法により無効とされる¹⁷⁾。」

○ 162 頁 (第 13 章 7. 特定履行) : 同頁の㉓事件の後に、改行して以下の「7-2. 約定代金等の支払請求」を挿入する。

「7-2. 約定代金等の支払請求

約定代金や約定報酬等の支払義務について不履行がある場合、債権者は債務者に対し、当該金銭支払義務の履行を請求すること (Action for the agreed price) ができる (上記㉓)。この請求は、金銭支払以外の義務の特定履行請求 (上記 7) とは異なり、裁判官の裁量判断を待たずに認められるし、契約解除や損害の立証も要しないので、最も簡単な裁判上の救済手段といえる。代金や報酬の金額に関する合意は、主位的義務 (primary obligation) の定めと解され、違約罰条項には当たらない (上記 5(2)、㉓)。また、1977 年不公正契約条項法や 2015 年消費者権利法の適用も受けない (第 9 章 4、5)。

ただし、1979 年物品売買法の適用がある売買契約の代金支払請求は、これと対価関係にある自らの義務の履行が未了又は不完全である場合は認められない (Sale of Goods Act 1979 s 49 (1))。特に、売買契約に所有権留保条項がある場合、売主は物品引渡後も所有権移転義務を尽くしていないことになり、代金請求が制限される (*FG Wilson (Engineering) Ltd v John Holt & Co (Liverpool) Ltd* [2014] 1 WLR 2365 (第 18 章の㉔))。そのような事態を避けるには、売買契約において、買主は所有権取得前であっても代金支払義務を負う旨を明記しておく必要がある。」

第 15 章 過失責任

【過失責任の分野では、2015 年、公的機関の注意義務の認定基準に関する重要な最高裁判決 (*Michael v Chief Constable of South Wales Police* [2015]) が出た。また、因果関係の認定 (本章 2(3))、契約責任と競合する過失責任の範囲 (同 3)、寄与過失の認定方法 (同 4(1))、専門家の説明義務 (同 5(2)) 及び製造物責任 (同 5(3)) に関しても、それぞれ注目すべき新判例があった。さらに、使用者責任や転嫁不能の注意義務を認める判決が相次いで下されたので、これを踏まえて使用者責任等に関する説明を追加する。】

○ 176 頁 (第 15 章 2. 過失責任の成立要件) : 同頁 21 行目「用いている。」の後に、改行して以下の 1 文を加え、177 頁の㉕事件の後に以下の㉔事件を追加する。

「警察等公的機関の一般市民に対する注意義務の場合も同様の基準による (㉔)。」

〔**㉓** *Michael v Chief Constable of South Wales Police* [2015] UKSC 2 : X の娘 Z は、元恋人からストーカー被害を受けていることを警察 (Y) に通報して保護を求めたが、警察内の連絡不手際で緊急事態であることが地元警察に伝わらなかったため、Z が次に襲われた際に警察官の到着が遅れ、彼女はストーカーに殺された。X は、Y は Z から通報を受けたことにより Z の被害を合理的に見てきたので、Z に対する注意義務を負っていたと主張し、Y の過失責任を追及した。しかし、最高裁判所は、過失責任の注意義務に関する上記⑤の基準に従って、警察が特定の市民に危害が及ぶおそれがあることを認識していたとしても、それだけで当該市民との間に緊密な関係が生ずるわけではないと判示し、X の主張を斥けた。〕

○ 179 頁 (第 15 章 2(3) 因果関係) : 同頁下から 6 行目「と呼ぶ。」の後に以下の 1 文を挿入し、180 頁の⑮事件の後に以下の㉓事件を追加する。

「被害の原因として、注意義務違反と他の事由とが共存している場合であっても、注意義務違反が結果の発生に実質的に寄与していることを立証すれば、この基準は満たされる (㉓)。」

〔**㉔** *Williams v The Bermuda Hospitals Board (Bermuda)* [2016] UKPC 4 : X は激しい腹痛で Y 病院に搬入され、虫垂炎の疑いで CT スキャンによる検査が予定されたが、検査実施まで数時間待たされた。その間に X は虫垂が破裂して敗血症となり、心筋虚血を罹った。X の虫垂破裂は、病院搬送前からの原因によるものであり、Y による診断・治療の遅れが直接の原因とはいえなかった。しかし、裁判所 (枢密院司法委員会) は、X の心筋虚血が虫垂破裂による敗血症を経て発生したものである以上、この過程で他にも原因があったとしても、Y の遅延が X の現在の疾患に実質的に寄与していることは明らかなので、事実上の因果関係が認められると判示した。〕

○ 183 頁 (第 15 章 3. 純粋な経済的損失) : 同頁の⑮事件の後に、改行して以下の説明文及び㉔事件を追加する。

〔(5) 契約責任と過失責任が競合する場合において、相手方の契約違反の責任と並行して過失責任を追及する契約当事者は、過失責任に関しても契約責任と同様に経済的損失の賠償を請求できる。ただし、賠償請求の対象となる損害の範囲は、契約違反の場合に適用される疎遠性 (remoteness) の基準 (第 13 章 2(2)) により、契約締結時に知っていた事情に基づいて合理的な一般人が予期することが可能であった損害に限られる (㉔)。〕

③4 Wellesley Partners LLP v Withers LLP [2015] EWCA Civ1146：法律事務所 Y は、X の依頼により、X がパーレーンの銀行 Z から投資を受けるための有限責任出資契約書を作成した。X は、この契約に基づき Z から出資を受けたが、リーマンショック直後に Z が中途解約権を行使したため出資金の半分を Z に払い戻さざるを得なくなり、米国市場に進出して行う予定だった新規事業をあきらめた。これは、Y が X の指示を間違えて Z に有利な中途解約条項をドラフトしたためだった。そこで、X は Y に対し、Y の契約違反及び過失責任に基づき、X が米国市場に業務を拡大できなかったことによる遺失利益分の損害賠償等を求めた。控訴院は、契約責任と並行して過失責任を追及する場合、賠償を受けられる損害の範囲は、契約責任における疎遠性の判断基準に従い、契約締結時の事情に基づいて合理的な一般人が予期することができた損害に限られると判示した。ただし、この基準によったとしても、本件において、X がアメリカに事業を拡大して得たであろう利益は契約締結時に予測できたと認定し、X の請求を認めた。」

○ 183 頁 (第 15 章 4(1) 寄与過失)：同頁末尾に以下の 1 文を挿入し、184 頁の㉔事件の後に以下の㉕事件を追加する。

「寄与の割合の認定においては、損害の発生に対して被害者の過失がどのくらい影響したのかだけでなく、加害者、被害者それぞれの行動についてどちらがどの程度の非難に値するかという要素も重視される (㉕)。」

㉕ Jackson v Murray [2015] UKSC 5, [2015] 2 All ER 805：X (13 歳) は登校中、スクールバスから下車した後にバスの後方から道路を横切ろうとし、Y がスピード違反で運転していた対向車にはねられて重傷を負った。第一審裁判所は、X が Y の死角から横断しようとしたことが事故の原因であった点に鑑み、X の寄与割合を 90% と評価し、損害賠償額を 10% に減額、原審 (控訴院) は X の寄与割合を 70% に変更した。これに対し、最高裁判所は、X の年齢と Y のスピード違反を重く考慮し、X の寄与割合は 50% と判示した。」

○ 186 頁 (第 15 章 5(2) 専門家の責任)：同頁 7 行目「(㉖)」の後に以下の 1 文を挿入し、同頁の㉖事件の後に以下の㉗事件を加える。

「また、医者 の 患者 へ の 説明 義務 の よう に 被害 者 に 選択 の 機会 を 与 える べき 義務 関 して この 基準 は 適用 し ない (㉗)。」

㉖ Montgomery v Lanarkshire Health Board [2015] UKSC 11, [2015] AC 1430：Y 病院のコンサルタント C は妊婦 Z に、Z は小柄なのに胎児が標準より大きいので難産になるということ を 伝 えた が、肩 甲 難 産 の 恐 れ が あ る こ と は 言 わ な か っ た。そ の リ ス ク は 9 乃 至 10% で、C は Z に 伝 える ほ ど で は な い と 判 断 し て い た。出 産 の 際 Z は 肩 甲 難 産 と な り、胎 児 X は

酸欠により障害児として出生した。X (Zが代理) による過失責任追及訴訟において、Yは、③⑩事件の基準に基づき責任を負わないと主張したが、最高裁判所は、正常な成人に自ら決定する判断材料を与えるための医者の情報提供義務に関しては当該基準の適用がないと述べ、Zに帝王切開を選択する機会を与えなかったYの過失責任を肯定した。」

○ 187頁 (第15章5(3) 製造物責任)：同頁末尾に、改行して以下の説明文及び③⑩事件を加え、さらに、以下の「6. 使用者責任 (vicarious liability)、転嫁不能の注意義務 (non-delegable duty of care)」を挿入する。

「同法が定める「欠陥」の有無は、製品の用途、用法等を斟酌して、一般大衆が期待する安全性を備えているかどうかを基準に判断する。たとえば、人命にかかわる医療機器の場合は、実際に使用した製品自体に欠陥があるかどうかにかかわらず、同種の製品に欠陥品が含まれている可能性があれば、欠陥ありと解される (③⑩)。

③⑩ *Case C-503-504/13 and C-504/13 Boston Scientific Medizintechnik GmbH v AOK Sachsen-Anhalt – Dies Gesundheitskasse and Betriebskrankenkasse RWE* [2015] 3 CMLR 173：Yは欧州市場で体内埋込み式の心臓ペースメーカー及び除細動器を販売していた。Yは、当該製品を取り扱う医師に対し、各製品の部品が劣化している可能性があるため、無償で提供する代替品と交換するよう推奨した。保険会社Xは、Yの推奨を受けてペースメーカー等を交換した患者たち (Z) に代わり、Yに対し、生体に埋め込まれた機器の交換手術に要した費用の賠償を請求した。欧州裁判所は、同種の製品の安全性に疑いがある以上、Zの生体に埋め込まれた製品も、1985年欧州製造物責任指令 (European Product Liability Directive 1985、イギリスの消費者保護法 (Consumer Protection Act 1987) は、この欧州委員会指令を受けて制定された。) が定める欠陥製品に当たると判示した。」

「6. 使用者責任 (vicarious liability)、転嫁不能の注意義務 (non-delegable duty of care)

加害者がその雇用主のための業務執行上、過失その他の不法行為により第三者に対して損害を与えたとき、雇用主は当該第三者に対し、加害者と同じ責任を連帯して負う (Reedie v London and North Western Ry (1847) 4 Exch 244)。これを雇用主の使用者責任 (vicarious liability) という。この場合の加害者の行為は業務の遂行そのものである必要はないが、業務と密接に関係する行為でなければならない (③⑩)。使用者責任は、加害者を継続的に指揮監督すべき立場にいる者について、加害者との間に契約等による直接の雇用関係がなくても発生する (③⑩、④①)。

③⑩ *Mohamud v Wm Morrison Supermarkets Plc* [2016] UKSC 11, [2016] AC677：Xは、スーパー

マーケットが経営するキオスクの店員Zに話しかけたところ、ZはXに対して乱暴な応答をして「出ていけ」と命じ、さらに店外までXを追いかけて暴行を加えた。XはYの使用責任を追及して訴えたところ、控訴院は、Zの暴行はキオスクにおけるZの業務とは関係がないとして請求を棄却した。しかし、最高裁判所は、乱暴な応答と「出ていけ」と命じた点はZのキオスク店員としての業務の範囲に属し、その後の暴行はその延長線上にある行為であるから、加害行為全体が業務と密接な関係にあると認定し、Xの請求を認めた。

- ③⑨ *Various Claimants v Catholic Child Welfare Society* [2012] UKSC 56, [2013] 2 AC 1: Xらは、Y教会団体の管理下にあるクリスチャンスクールの生徒だった間に、教師をしていた修道僧Zから性的虐待を受けたとしてYを訴えた。Yは、ZY間に雇用関係はないと主張して争ったが、最高裁判所は、直接の雇用関係がないとしても、Zを雇ったクリスチャンスクールはYの使命に従って設立され運営されているので、YZ間には雇用関係に近似する密接な関係があると判示した。
- ④⑩ *Cox v Ministry of Justice* [2016] UKSC 10, [2016] AC 660: 刑務所のケータリング・マネージャーXは、配膳を手伝っていた囚人の不注意で傷害を受けたとし、使用者責任を根拠に司法省Yを訴えた。Yは、囚人の刑務所内での労役は、対価を伴うとしても商業上の目的で行われる雇用関係とは本質的に異なると主張したが、最高裁判所は、③⑨の判例法を適用してこれを斥けた。

指揮監督関係がない独立した事業者に業務を委託した者（委託者）は、受託者の選定において注意義務違反がある場合を除き、受託者の注意義務違反により第三者が被った損害について責任を負わない。ただし、(i) 被害を受けた第三者が児童や患者その他庇護を受けるべき者であり、(ii) 委託者が被害者を保護する義務を負うべき関係にあり、かつ (iii) 委託者による義務の履行方法について被害者は関与できない場合において、(iv) 委託者が義務の一部を加害者に委託したときは、加害者の注意義務違反による損害について、委託者は被害者に対し、転嫁不能の注意義務（non-delegable duty of care）違反の責任を負わなければならない（④⑪）。

- ④⑪ *Woodland v Essex County Council* [2013] UKSC 66: Xは地方自治体であるY設立の学校の生徒だが、授業時間中に授業の一環として実施されたスイミングレッスン中に溺れて重い脳障害を患った。Xは水泳指導員Z₁と監視員Z₂の注意義務違反を理由にYに対して損害賠償を請求したが、Z₁、Z₂両名とも学校の職員ではなく、学校の委託を受けた独立の契約者だったため、使用者責任を追及できなかった。最高裁判所は、Yは、児童の教育及び管理監督に関する学校の責任を引き受けた上で水泳レッスンに関する業務をZ₁らに委託していたこと及びZ₁らの注意義務違反はYが委託した業務に関して生じたことを認定

の上、Y は X に対し転嫁不能の注意義務 (non-delegable duty of care) を負っていたと判示し、X の請求を認めた。」。

第 16 章 (代理) 及び 第 17 章 (信託)

【代理、信託の分野では、代理人の忠実義務違反による擬制信託の成立を認める最高裁判例 (*FHR European Ventures LLP v Cedar Capital Partners LLC* [2014]) が出た (第 16 章 3 (2) 及び第 17 章 2 (4))。また、従来 of 判例法を改め、裁判所による受託者の行為の取消し (第 17 章 4) の要件を信託違反の場合に限定する判決もあった (*Futter v The Commissioners of HMRC and Pitt v The Commissioners of HMRC* [2013])。その他にも、代理関係の終了と代理権消滅 (第 16 章 6)、結果信託の成立要件 (第 17 章 2 (2))、信託違反による損害の範囲 (同章 4 (1)) 及び追索権の対象 (同章 4 (2)) に関して新判例があった。さらに、擬制信託における受益者の請求権の出訴期間制限に関する判決が出たので、これを踏まえて第 17 章末尾に信託違反と出訴期間に関する記述を追加する。】

○ 194 頁 (第 16 章 3 (2) 自己利得行為の禁止) : 同頁 7 行目「同様である (12)。」の後に以下の 1 文を挿入する。

「代理人がそのようにして得た利益や受け取った手数料については、本人を受益者とする擬制信託が成立し、本人は当該金員に関してエクイティ上の財産権に基づく請求をすることができる (*FHR European Ventures LLP v Cedar Capital Partners LLC* [2014] UKSC 45 (第 17 章の 24、第 17 章 2 (3)))。」

○ 197 頁 (第 16 章 6. 代理関係の終了) : 同頁末尾に、改行して以下の説明文及び 15 事件を追加する。

「代理関係が終了したとき、代理人が本人から付与された代理権は原則とし直ちに消滅する。ただし、(i) 本人との間で代理権を撤回不能とする合意があり、かつ (ii) 代理権が代理人の財産的な利益の担保の役割を果たしている場合は、代理人の利益のために必要な限度で存続する。代理受領した金員から代理手数料を控除できる旨の合意がある程度では (i)、(ii) の要件を満たさない (15)。」

15 *D&D Wines International Ltd (In Liquidation), Re* [2016] UKSC 47 : Y はワイン製造者 X の英国代理店として活動していたが、Y が倒産して管財人が選任されたことにより代理店契約は終了した。Y の管財人は、代理店契約終了前に Y が X を代理人して販売したワインの代金を取引先から回収し、これを債権者に配分しようとしたので、X は、Y 管財人が受領した金員は X に帰属すると主張して争った。Y 管財人は、代理店契約上 Y には代理

受領した金員から手数料を控除する権限が付与されているので、契約終了後も代金受領権は存続していると主張したが、最高裁判所は、XY間に代理権を撤回不能とする旨の合意はなく、かつ代理受領権がYの財産的利益の担保となっているわけでもないとして認定し、Y管財人には代金を代理受領する権限がないと判示した。」

○ 203頁(第17章2(2) 結果信託又は黙示信託)：同頁3行目「(8)。」の後に以下の1文を挿入し、同頁8事件の後に以下の23事件を追加する。

「ただし、金員の交付者と受領者の間における交付の意図と目的が客観的に明白な場合でなければこの信託は成立しない (23)。」

〔23〕 *Challinor v Juliet Bellis & Co* [2015] EWCA Civ 59：Xらは、Zが行う不動産投資事業に対する投資スキームに基づいて、Zの代理人であるY法律事務所がZのために開設した銀行口座に金員を振り込んだが、十分な投資金が集まらなかったため、この投資スキームは成立しなかった。Xらの投資金の一部は、既にZが当該事業のために銀行から借り入れた金員の返済やYの弁護士報酬に充てられていた。Xらは、Yが開設した口座に振り込んだ金員について上記6の判決に基づく結果信託が成立していると主張したが、裁判所は、XY間で投資金の用途が明白に合意されていなかったため、Xは単にZに融資するためにZの代理人に金員を支払っただけであると認定し、Xの主張を斥けた。〕

○ 204頁(第17章2(3) 擬制信託)：同頁4行目「忠実義務者が」から6行目「成立する(10)。」までを以下のとおりに変更し、同頁の10事件の後に以下の24事件を追加する。

「忠実義務者がその地位に基づいて賄賂その他の不正な利益を受領した場合や、その活動に関して第三者から秘密の手数料を受領した場合も、受け取った金銭を信託財産とする擬制信託が成立する (10、24)。」

〔24〕 *FHR European Ventures LLP v Cedar Capital Partners LLC* [2014] UKSC 45：Yは、Xを代理してXのためにZ社所有のホテルを購入したが、この取引に関し、YはZ社との間でも、取引が成功したときはその見返りとして1000万ユーロの手数料を受け取る旨を、Xに無断で合意していた。最高裁判所は、YがZ社から受領した手数料及びこれから派生する一切の利益についてXを受益者とする擬制信託が成立し、Xはこれらに関しエクイティ上の財産権を有すると判示した。〕

○ 209頁(第17章4. 信託違反と救済措置)：同頁1行目「できる。」の後に以下の1文及び25事件を追加する。

「受託者が間違っただけを前提として善管注意義務違反や忠実義務違反による信託財産の処分や分配を行った場合、裁判所に当該行為の取消しを求めることができる (25)。

②5 *Futter v The Commissioners of HMRC and Pitt v The Commissioners of HMRC* [2013] UKSC 26 : 本件において最高裁判所は、2つの異なる上告事件を併合審判した。第1事件において、裁量信託の受託者 X₁ は、弁護士の間違った助言に基づいて受益者 (Futter 及びその子ら) に信託財産を分配したため、受益者は多額の資産税 (capital gains tax) を負担することになった。そこで、X₁ らは、税務当局 Y に対し、「受託者が信託財産について慎重さを欠く処分をしたときは裁判所が裁量により当該行為を取り消すことができる」旨の判例法 (Re : Hastings-Bass [1975] Ch 25) に基づく財産分配の取消しを主張した。第2事件では、受託者 X₂ が、交通事故の被害者 Z₁ のための裁量信託を設定する際、将来の相続税を回避する措置について専門家が助言を怠ったため、Z₁ を相続して受益権を引継いだ Z₂ (Z₁ の妻) に多額の相続税 (inheritance tax) が発生した。そこで X₂ は、上記判例法による信託設定の取消しを主張し、税務当局 Y に対して税負担を争った。最高裁判所は、当該判例法が適用されるのは、(i) 受託者が間違っただけに基づいて信託財産を処分し、かつ (ii) 当該処分が受託者の義務違反に当たる場合に限られると判示し、両事件における受託者 (X₁, X₂) は信託違反をしていないのでいずれも (ii) の要件を欠くと認定した。ただし、第2事件に関しては、受託者の錯誤による処分が受益者にとって正義と公平に反する結果をもたらす場合、裁判所はエクイティに基づき当該処分の裁量取消しができること述べて Z₂ を救済した。」

○ 209 頁 (第 17 章 4 (1) 損失補償) : 同頁 7 行目 「(18)」を 「(18)、(26)」に変更し、同頁の18事件の後に以下の26事件を追加する。

②6 *AIB Group v Mark Redler and Co* [2014] UKSC 58, [2015] AC 1503 : X 銀行は借主 S の不動産を担保に 330 万ポンドを融資した。不動産には B 銀行の先順位抵当が付いていたが、X 銀行は B 銀行の被担保債権を完済して先順位抵当を抹消することを融資の条件としていた。X 銀行及び S 双方を代理していた弁護士 Y は、X 銀行から S への融資金を受領し、その一部で B 銀行の被担保債権を完済して残金を S に交付するよう指示を受けた。しかし、Y の不注意により B 銀行の債権の一部 (約 30 万ポンド) が弁済されず、先順位抵当は残債の担保として残ってしまった。その後、S が支払不能となり担保が実行された結果、不動産の売却代金は B 銀行の残債に先に充当され、X 銀行は 90 万ポンドしか返済を受けられなかった。X 銀行は、Y の信託違反を理由に返済を受けられなかった金額 (330 万 - 90 万 = 約 240 万ポンド) の賠償を求めたが、最高裁判所は18の判例法を適用し、Y の信託違反による損害は Y が B 銀行に弁済しなかった金額 (約 30 万ポンド) を限度とすると判示した。」

○ 209 頁 (第 17 章 4 (2) 追求権) : 同頁 21 行目「と呼ばれる。」の後に以下の 1 文を挿入し、同頁の⑱事件の後に以下の㉔事件を追加する。

「信託財産と物理的には代替関係がない金銭等であっても、取引の目的等に鑑みて代替物とする意図が認められる場合は追求権を行使できる (㉔)。」

㉔ *Brazil v Durrant International Corporation* [2016] UKPC 35, AC 297: サンパウロ市 (X) は、ジャージー法人 Y に対し、X の元市長 (Z) が受領した賄賂約 1050 万米ドルの返還を請求した。Z は、受け取った賄賂を、数回に亘り、Z の息子が管理する会社名義のニューヨークの銀行口座 (A 口座) に送金し、A 口座の預金はジャージーにある Y の銀行口座 (B 口座) に送金されていた。しかし、A 口座から B 口座への送金の一部は、Z が賄賂を A 口座に入金するより前に行われていたため、Y は、当該金員分については賄賂と代替性がないので、X は追求できないと主張して争った。裁判所 (枢密院司法委員会) は、送金取引全体の目的と Z、Y らの意図が裁判所に明らかである以上、個々の送金の順序が銀行システムの都合上前後したとしても関係がないと述べ、エクイティに基づく X の追求権を認めた。」

○ 212 頁 (4. 信託違反と救済措置) : 同頁末尾に、改行して以下を追加する。

[(5) 信託違反と出訴期間制限

受益者の受託者に対する信託財産引渡請求権や追求権及び詐欺による信託違反をした受託者に対する損失補償等の請求権は、原則として、出訴期間の制限を受けない (1980 年出訴期間制限法 (Limitation Act 1980) 21 条 1 項 (a))。ただし、第三者と受益者との間に成立した擬制信託に基づく受益者の第三者に対する請求権 (上記(4)) については、当該第三者が不正行為をした時から 6 年を経過した後は請求できない (㉔)。

㉔ *Williams v Central Bank of Nigeria* [2014] UKSC 10, [2014] 1 AS : X は、Z に騙されて Z に対して X を受益者とする信託財産として 650 万ドルを引き渡した。その後、X は、Z から当該金員の一部を受領した Y 銀行に対し、Y は Z の詐欺を知らずながらこれに加担したので擬制信託が成立していると主張し、信託違反の責任を追及する訴訟を提起した。Y 銀行が Z から金員を受領したのは訴訟提起より 6 年以上前であり、信託に基づく請求に関する出訴期間はすでに経過していた (1980 年出訴期間制限法 21 条 3 項) が、X は「詐欺により信託違反をした受託者の責任を問うための請求は出訴期間制限を受けない」旨の同法 21 条 1 項 (a) の適用を主張した。最高裁判所は、同項の「受託者」とは、通常の方法で成立した明示信託、黙示信託、擬制信託の受託者を指し、第三者への責任追及のために特別に認められた信託の場合は含まないと判示し、出訴期間の経過を理由に X の Y に対す

る請求を拒けた。」

第 18 章 取引に伴う財産権の移転

【所有権留保特約（本章 3(2) (iii)）と売買代金請求権の関係に関する新判例 2 件、及び出訴期間の経過による権原の移転（本章 4(3)）に関し注目すべき判決が出た。なお、土地利用権原の移転に関し、2002 年土地登録法は、全ての土地売買を電子譲渡の方法にすることを予定していた（本章 2(2)）が、現在、同法に基づく電子譲渡制度の導入は見直しが検討されている。】

○ 219 頁（第 18 章 3(2) (iii) 所有権留保条項）：同頁末尾⑥事件の後に、改行して以下の説明文、㉑事件及び㉒事件を追加する。

「物品売買契約の買主が代金支払を怠ったとき、売主は、契約の存続を前提に売買代金を請求するか、又は契約を解除して原状回復及び損害賠償を請求するかを選択することができる（第 13 章 7-2）が、売買契約に所有権留保条項を設けた場合は、特別な定めをしない限り売買代金を請求することができなくなる（1979 年物品売買法 49 条 1 項、㉑）。ただし、燃料等の消費財の売買であり、かつ契約上、買主が代金支払期到来前に引渡済み物品を消費することが認められている場合、当該契約は 1979 年物品売買法の適用を受ける売買契約には当たらず、所有権留保条項があっても未払代金を請求できる（㉒）。

㉑ *FG Wilson (Engineering) Ltd v John Holt & Co (Liverpool) Ltd* [2013] EWCA Civ 122, [2014] 1 WLR 2365 : X は Y との間の継続的販売契約に基づいて発電機とその部品を引き渡したが、Y は代金を支払わなかった。契約には売主は代金完済まで所有権を留保する旨の条項があったが、Y はすでに製品を輸出してこの条項は用をなさないので、X は Y に対し、代金支払請求訴訟を提起した。しかし、控訴院は、X は Y に所有権を移転していないので、1979 年物品売買法 49 条 1 項に基づき代金の支払を求めることができないと判示した。

㉒ *PST Energy Shipping LLC v OW Bunker Malta Ltd* [2016] UKSC 23 : 船舶用燃料の標準売買契約約款は、代金支払時期を請求書（invoice）発行後 6 か月以内と定め、かつ燃料の所有権は代金完済まで売主に留保するが、買主はそれ以前でも引渡しを受けた燃料を船舶運航に使用できる旨を定めていた。売主 S は燃料を買主 Y に売却したが、Y から代金の支払を受ける前に倒産した。Y は、S 倒産前に、S から購入した燃料をすべて消費していた。その後、S から代金債権の譲渡を受けた X が Y に対して代金の支払を求めた際、Y は S 及び X に対し、Y に燃料の所有権を移転していない S 及び X は、1979 年物品売買法 49 条 1 項に基づき代金請求権を有しないと主張した。最高裁判所は、代金完済前に目的物が

費消されて所有権移転ができなくなることを予定している本件のような契約には 1979 年物品売買法は適用されないと判示し、Y の主張を認めなかった。」

○ 226 頁(第 18 章 4 (3) 出訴期間制限による権原の取得) : 同頁下から 3 行目「主張できる」の後に「(23)」を挿入し、227 頁の判例⑴の前に以下の判例(23)を追加する。

〔(23) *Tower Hamlets LBC v Bromley LBC* [2015] EWHC 1954 (Ch) : ロンドン市は、1962 年、ヘンリームーアから「座る女性 (Old Flo)」の彫像を購入し、イーストエンド地区の公園に設置した。1981 年、この公園の管轄はロンドン市からタワーハムレット行政区 (X 区) に移管された。このとき、本件彫像の所有権はロンドン市に残されたが、X 区は公園と共に自己に帰属していると信じ、1987 年から 5 年間これを第三者に貸し出すなどした。2012 年、X 区が本件彫像の売却を計画した際、Y 区はロンドン市から彫像の所有権を引き継いだと主張して売却に反対したので、本件彫像が X 区 Y 区のどちらに帰属するかについて裁判上争われた。高等法院は、本件彫像は、元々はロンドン市に帰属し Y 区に承継されたが、X 区が所有者のように振舞って 1987 年にこれを第三者に貸し出した行為は占有を侵害する不法行為 (conversion) に当たり、Y 区はその後 6 年以内に返還請求等をしなかったために 1980 年出訴期間制限法 3 条 2 項により権原を失い、その結果として本件彫像は Y 区ではなく X 区に帰属していると判示した。〕

第 19 章 寄託

【2015 年消費者権利法に言及する。】

○ 238 (第 19 章 3 (5) 契約に基づく受寄者の義務) : 同頁末尾に以下の 1 文を追加する。

〔寄託の原因が事業者を受寄者とする消費者契約 (寄託者が消費者である契約) の場合は、当事者間でこの義務を制限又は排除する合意をしても拘束力を生じない (2015 年消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015) 49 条、57 条)。〕

第 20 章 担保

【会社法の改正により担保の公示制度が変更されたので、これに基づいて記述を修正する。】

○ 242 頁 (第 20 章 1. 担保の種類) : 同頁 6 行目「定めている。」の後に、改行して以下を挿入する。

〔4〕 担保の公示の要否

約定担保には、登録その他の方法による公示を要するものと公示が不要のものがある。後述のとおり、コモンローに基づく譲渡抵当権（下記2及び5）は土地登録所、裁判所等への登録を効力発生の要件とし、また質権は占有の移転を成立要件としている。これに対し、エクイティに基づく担保（下記3及び6）は、かつては、登録その他の特別な公示手続をとらずに債権者や破産管財人に対抗することができた。しかし、2013年の会社法改正により、イギリスで登録された会社が譲渡抵当権又はチャージを設定する場合は、原則として担保設定後21日以内に、会社登録所に所定の事項を届け出て登録しなければならなくなった（2006年会社法（Companies Act 2006）859A条）。この公示手続は、イギリスの会社が、質権及びブリーエンを除く、あらゆる担保（下記2、3及び5乃至8）を設定する場合に、対象財産の種類や所在地にかかわらず要求される。会社又は担保権者が法定の期間内に担保の届出をしなかった場合、会社の清算人、破産管財人及び会社債権者に対して担保の効力を主張できない（同法859H条）。他方、個人やイギリスの会社以外の法人が設定するエクイティ上の担保（下記3、6及び7）については登録が不要である。」

○ 248頁（第20章5. コモンロー上の動産譲渡抵当権）：同頁下から4行目「ないが、」の後に「個人が」を挿入、下から2行目乃至最終行の「(債務者が個人の場合)又は会社登録所(債務者が会社の場合)」を削除する。

○ 249頁（第20章6. チャージ）：同頁下の注3「Bills of Sale Acts 1978-1982、Companies Act 2006 s860.」を「Bills of Sale Acts 1878-1882.」に変更する。

○ 249頁（第20章6(2) 不動産担保）：本文下から4行目「イギリスの」から最終行末尾「(同874条)。」までを削除する。

第21章 国際取引訴訟

【国際取引訴訟の分野では、EU域内の裁判管轄と判決の執行に関するブラッセルI規則（本章1及び4）の改正規則が2015年に施行され、また、イギリス国内の金銭執行に関する法律（同3）が2014年に完全施行された。また、不法行為の裁判管轄（同1(2)(ii)）及び契約準拠法（同2(1)）に関して参考となる判決が出た。】

○ 255頁（第21章1. 国際裁判管轄）：同頁の注1）を以下のとおりに変更する。

〔1〕 Council Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the

Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters.」

○ 255 頁乃至 258 頁 (第 21 章 1. 国際裁判管轄) :本文中に示した B I 規則の条項を以下のとおり変更する。

- ・ 255 頁本文下から 5 行目 「2 条 1 項」を「4 条 1 項」に変更
- ・ 255 頁本文下から 2 行目 「59 条、60 条」を「62 条、63 条」に変更
- ・ 255 頁最終行 「2 条 2 項」を「4 条 2 項」に変更
- ・ 256 頁 4 行目 「2 条 1 項」を「4 条 1 項」に変更
- ・ 256 頁 9 行目 「5 条 1 項 (b)」を「7 条 1 項 (b)」に変更
- ・ 256 頁 18 行目 「15 条、16 条」を「17 条、18 条」に変更
- ・ 256 頁下から 2 行目 「5 条 1 項 (b)」の後に「(現 7 条 1 項 (b))」を挿入
- ・ 257 頁 4 行目 「5 条 3 項」を「7 条 2 項」に変更
- ・ 257 頁 10 行目 「5 条 3 項」の後に「(現 7 条 2 項)」を挿入
- ・ 257 頁下から 9 乃至 8 行目 「5 条 3 項」の後に「(現 7 条 2 項)」を挿入
- ・ 257 頁下から 3 行目 「23 条」を「25 条」に変更
- ・ 257 頁下から 2 行目 「17 条」を「19 条」に変更
- ・ 258 頁 3 行目 「22 条」を「24 条 1 項」に変更
- ・ 258 頁 8 行目 「27 条」を「29 条」に変更
- ・ 58 頁 16 行目 「(現 27 条)」を「(現 29 条)」に変更

○ 260 頁 (第 21 章 1 (2) (ii) 国外への送達による管轄):同頁 9 行目「(9)」を「(9、15)」に変更し、同頁の9事件の後に以下の15事件を追加する。

〔15〕 *Four Seasons Holdings Inc v Brownlie* [2017] UKSC 80: Y とその夫 Z は、エジプト旅行中、カナダ法人 X の傘下にあるエジプトのホテルが企画したエクスカージョン・ツアーに参加して交通事故に遭い、Z は死亡し Y は重傷を負った。Y は、X に対する不法行為等による損害賠償請求訴訟をイギリスの裁判所に提起した。Y から訴状の送達を受けた X は、事故発生地がエジプトであることを理由に裁判所に対し訴状送達許可の取消しを求めた。Y は、Y は帰国後も継続して Z の死亡による損害を被っているのでイギリスも損害発生地であり、CPR PD が定める訴状送達許可事由に該当すると主張した。最高裁判所は、CPR PD 6B 3.1(9) (a) は「損害 (damage)」を直接的損害に限定していないこと、直接的損害と間接的損害の区別は困難であることなどを理由に、X の主張を認めた。Y は、欧州裁判所による B I 規則 7 条 3 項の解釈 (上記④、⑤の判決) との整合性を主張したが、裁判所は、EU 域外の被告の場合はイギリスが最適裁判地であるときにしか訴状送達が許可されないので (CPR 6.37(3))、B I 規則のように損害発生地を限定的に解釈する必要がないと述べてこの主張を斥けた。〕

○ 262 頁 (第 21 章 2(1)契約準拠法の選択):同頁 12 行目「まだ不明である」の後に「(16)」を追加し、263 頁の⑪事件の後に以下の⑫事件を追加する。

「⑫ *Molton Street Capital LLP v Shooters Hill Capital Partners LLP* [2015] EWHC 3419 (Comm) : ロンドンの金融ブローカー X は、Y との間でニューヨークのヘッジファンドが所有するボンドを購入する契約を締結したが、Y が契約を一方的に破棄しボンドの引渡を拒絶したので、損害賠償を求めて提訴した。ボンドの売主である Y の所在地はニューヨークなので、契約準拠法は R I 規則 4 条 2 項によればニューヨーク州法となるはずだが、X は、売買契約交渉がロンドンで行われたことを理由にイギリス法の適用を主張した。しかし、高等法院は、4 条 2 項の適用を排除できるのは、「他に明らかにより密接に関連する地がある」例外的な場合に限られると述べ、X の主張を斥けた。ただし、本件は、契約履行地を含む主要な要素がニューヨークと密接に関連し、いずれにしてもニューヨーク州法によるべき契約だった。」

○ 263 頁 (第 21 章 3. 判決の執行):同頁本文下から 6 行目「なお、」から同頁下から 4 乃至 3 行目「(2014 年 2 月時点では一部未施行)。」までを削除する。

○ 264 頁 (第 21 章 3(1) 財産の調査):同頁 13 行目「TCEA 完全施行後は」から 15 行目「(TCEA95 条乃至 105 条)。」までを以下のとおりに変更する。

「裁判所に対し、第三者に対する情報開示命令及び政府等に対する情報提供請求を求めることもできる (2007 年審判廷、裁判所及び執行に関する法律 (Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007 : TCEA 2007) 95 条乃至 105 条)。」

○ 264 頁 (第 21 章 3(3) 物品に対する強制執行):同頁本文下から 4 行目「勝訴判決を」から 265 頁 7 行目「(TCEA 別表 para 17)。」までを以下のとおりに変更する。

「勝訴判決を得た債権者は、裁判所に、債務者の物品に対する強制執行を申し立てることができる。申立てを受けた裁判所は、執行係官 (enforcement agent) に対し、債務者の物品の売却を命ずる (TCEA 2007 s62, Schedule 12 Part 2)。執行係官は、裁判所の命令に基づき、債務者の物品を取り上げて競売により売却し、代金から費用を控除した残金を債権者に交付する。執行係官は、債務者の物品を捜索・発見して取り上げるため、債務者に事前通知の上、債務者の住居及び事業所と合理的に信ずる建造物に立ち入ることができる (TCEA 2007 別表 12 paras 7, 14)。それ以外の建物 (車両、船舶、航空機、仮設構築物等を含む) については、裁判所の許可を得ることを条件とし、事前通知をして立入る権限を有する (TCEA

2007 別表 12 paras 7, 15, 17)。執行係官は、建物への立入りに際し、合理的な強制力を用いることができる (TCEA 2007 別表 12 paras 17-19)。」

○ 268 頁 (第 21 章 4(1) EU 加盟国の裁判所による判決の場合) : 同頁本文に示した B I 規則の条項を以下のとおり変更する。さらに、同頁 6 行目乃至 7 行目「等に限られる」を「及び (v) 消費者契約、雇用契約及び保険契約に関する特別裁判管轄又は財産所在地等の専属管轄に違反している場合に限られる」に変更し、同頁 7 行目「財産所在地の」から 9 行目「(同規則 35 条、45 条)。」までは削除する。

- ・ 268 頁 1 行目 「33 条」を「36 条」に変更
- ・ 268 頁 3 行目 「38 条、41 条」を「39 条、41 条」に変更
- ・ 268 頁 7 行目 「35 条、45 条」を「36 条 2 項、45 条」に変更

第 22 章 国際商事仲裁

【国際商事仲裁の分野では、紛争解決のための誠実協議義務の拘束力 (本章 1)、仲裁地の認定、暫定的仲裁判断の執行力 (同 2) 及び仲裁判断の取消し (同 4) に関する判例を追加する。】

○ 272 頁 (第 22 章 1. 仲裁とは) : 同頁 20 行目「(第 6 章 4 参照)」を削除し、その後に以下の 1 文及び⑦事件を追加する。その後に改行して以下の「1-2 仲裁地と仲裁を行う場所」を挿入する。

「仲裁申立の前提条件として、和解のために誠実に交渉する義務 (誠実協議義務) を定める場合、協議の期間等を明記すれば法的拘束力が認められる (第 6 章 2、⑦)。

⑦ *Emirates Trading Agency LLC v Prime Mineral Exports Pte Ltd* [2014] EWHC 2104 (Comm), [2015] 1 WLR 1145 : XY 間の継続的売買契約は、「当事者間で紛争が生じたときは円満解決のために誠実に協議するものとし、4 週間内に解決できない場合は仲裁を申し立てることができる」旨の紛争解決条項を定めていた。Y が X の契約違反を理由に仲裁を申し立てた際、X は、Y の仲裁申立は誠実な事前協議を経ていないので不合法であるとして訴訟を提起した。Y は、誠実協議義務の合意は法的拘束力を有しないと主張したが、高等法院は、当該条項は十分に明確であり法的拘束力を有するとしてこの主張を斥けた。ただし、本件仲裁は、協議開始から 4 週間経過後に申し立てられたので適法であると判示した。」

1-2 仲裁地と仲裁を行う場所

仲裁地 (the seat of the arbitration) とは仲裁手続 (仲裁管轄の有効性、仲裁判断取消し

の可否を含む)を規律する法の所在する国のことで、実際に仲裁を行う場所と常に一致するわけではない。仲裁地は原則として当事者間の合意で定まり仲裁手続完了まで不変だが、仲裁を行う場所は仲裁廷が適宜に決定し変更することができる。当事者間に仲裁地に関する明確な合意がない場合は、仲裁を行う場所が仲裁地と推定される(仲裁法3条)(⑧)。

⑧ *Shagang South-Asia (Hong Kong) Trading Co Ltd v Daewoo Logistics* [2015] EWHC 194 (Comm) : XY 間の傭船契約には、仲裁を行う場所を香港とし、準拠法はイギリス法とする旨の条項があった。Y は、イギリス仲裁法の規定に従ってロンドンで仲裁申立をして仲裁判断を得たが、X は、仲裁地は香港であり仲裁人は香港の仲裁法に従って選任すべきだったと主張し、仲裁判断の取消しを求めた。高等法院(商事裁判所)は、準拠法をイギリス法とする旨の条項は紛争解決の実体法に関する合意であると解釈し、仲裁地に関する明確な合意がない以上、仲裁を行う場所として合意された香港が仲裁地であると判示して X の申立を認めた。」

○ 273 頁(第 22 章 2. 仲裁の管轄):同頁 10 行目「できない(①)。」の後に以下を挿入し、同頁の①事件の後に以下の⑧事件を追加する。

「EU 域内に提起された訴訟に対処するには、イギリスで仲裁手続を開始し、裁判所ではなく仲裁廷に、暫定的な仲裁判断として相手方に対する訴訟禁止命令を発してもらう方法が有効である。仲裁廷による訴訟禁止命令は、EU 加盟国内の裁判所に対してもその執行を求めることができる(⑨)。」

⑨ *Case 536/13 Proceedings concerning Gazprom OAO* [2015] : ロシア法人 X は、ストックホルムの仲裁廷が暫定的仲裁判断として下した Y に対する訴訟禁止命令の執行をリトアニアの裁判所に求めた。Y は、EU 域内の裁判所に提起された訴訟に対する他の裁判所による訴訟禁止命令を禁ずる欧州裁判所の判例法(上記①)を引用し、B I 規則上、EU 域内の訴訟を禁ずる仲裁判断は許されないと主張して争ったので、リトアニア裁判所はこの問題を欧州裁判所に付託した。欧州裁判所は、B I 規則は仲裁判断の承認及び執行には適用されないので、訴訟禁止を命ずる仲裁判断の執行を拒絶することはできないと判示した。」

○ 275 頁(第 22 章 4. 国内仲裁判断の執行):同頁下から 7 行目「仲裁判断の」の後に「差戻し又は」を挿入し、同行「(同法 67 条、68 条)。」の後に以下の 1 文及び⑩事件を挿入する。

「ただし、仲裁判断の取消しが認められるのは、元の仲裁廷への差戻しが不適當な場合に限られる(同法 68 条 3 項、⑩)。」

- ⑩ *Secretary of State for the Home Department v Raytheon Systems Ltd* [2015] EWHC 311 (TCC) : 雇用主 X と使用人 Y との間の技術開発契約の解除をめぐる仲裁において、仲裁廷は、X による解除を無効とし、Y の X に対する損害賠償請求を認める旨の仲裁判断を下した。X は、この仲裁判断には Y の落ち度及び損賠償額算定の根拠に関する考慮を怠った点において重大な異常事由があるとして、仲裁法 68 条に基づいて裁判所に仲裁判断の取消しを求めた。高等法院（技術・建設裁判所）は、仲裁判断の取消しは、元の仲裁廷に差し戻した場合と別の仲裁廷による仲裁のやり直しを求めた場合の費用、時間及び公平性について比較考慮し、差戻しでは不適當な場合にのみ認められると述べた。本件については、(i) 高額な損害賠償請求額に鑑み、重大な異常事由がもたらす結果がきわめて重いこと、(ii) そのような異常な判断をした仲裁廷に差し戻されて同じ判断が下された場合は公平性が疑われること、及び (iii) 取り消した場合は無駄な費用がかかるおそれはあるが、損害賠償請求額に鑑みれば不均衡というほどではないことなどを考慮し、仲裁判断を取り消した。」